

進めています

一般公共建築物の

耐震対策推進計画



施設耐震課
 ☎(55)2908 FAX(51)3442
 ☎(55)2817 FAX(57)2828
 ※詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。

想定される東海地震への対策として、災害時の拠点となる、学校などの一般公共建築物の耐震性能を調査・公表し、耐震補強工事を進めていく「耐震対策推進計画」。

昨年7月以降の耐震補強工事の進捗よく状況や、事業の見直しにより更新した「耐震対策推進計画」についてお知らせします。

耐震補強対策の完了は、平成25年度をめどとしています。

※一般公共建築物とは、市庁舎・学校・地区まちづくりセンターなど、市営住宅を除く公共建築物を言います。

平成23年度に耐震補強工事を実施する施設

- 大淵第一小学校北校舎 (普通・特別教室棟)
- 東小学校南校舎 (管理・普通・特別教室棟)、給食棟
- 富士見台小学校給食棟
- 天間小学校給食棟
- 社会福祉センター田子浦荘
- 今泉まちづくりセンター分館北棟



▲今泉まちづくりセンター分館

建築基準法改正前に設計された建築物の耐震ランクと性能

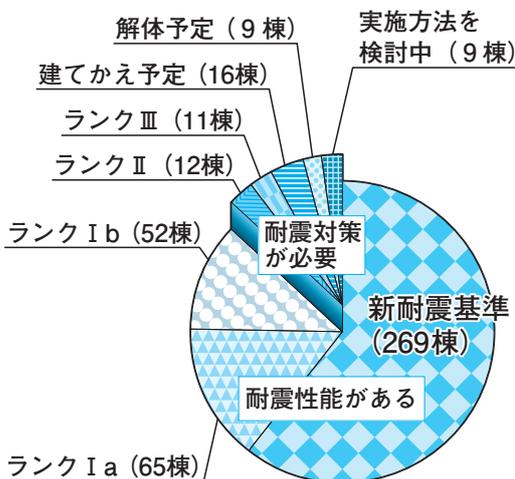
| ランク | 東海地震に対する耐震性能 | 備考 |
|-----|--|----------------------------|
| I a | 耐震性能がすぐれている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる | 災害時の拠点となり得る施設 |
| I b | 耐震性能がよい建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される | 建物の継続使用の可否は被災建築物応急危険度判定による |
| II | 耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることが想定される | |
| III | 耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される | |

耐震性能がある建築物
耐震対策が必要な建築物

東海地震に対する耐震性能

建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降、新しい耐震基準で設計された建築物は、東海地震に対する耐震性能があると考えられます。昭和56年5月31日以前に設計された建築物の東海地震に対する耐震性能は次のとおりです。

市内一般公共建設物の耐震性能



- 耐震性能を公表した一般公共建築物 443棟
 - 耐震性能がある建築物 386棟 (87・13%)
 - 耐震対策が必要な建築物 (建てかえや用途廃止による解体などを含む) 57棟 (12・87%)
- ※数値は平成23年3月31日時点のものです。

平成22年度の一般公共建築物の耐震化率は、平成21年度と比較して5.23%向上しました。